

市立敦賀病院ホームページリニューアル業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この募集要項は、市立敦賀病院ホームページリニューアル業務委託（以下「本業務」という。）の受託者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務委託名称

市立敦賀病院ホームページリニューアル業務委託

(2) 業務委託の内容

別紙「市立敦賀病院ホームページリニューアル業務委託」仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

※ ただし、令和5年1月31日までにホームページの閲覧ができるようにし、令和5年3月31日までに最終納品を行うこと。

(4) 事業費（見積限度額）

3,850,000円（消費税及び地方消費税額等の一切の経費を含む。）

※ なお、令和4年度における、ホームページリニューアルに係る費用及び運用（保守に要する費用等）に係る費用の総額（契約締結日から令和5年3月31日まで）とする。

ただし、この金額は予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものであることに留意すること。なお、見積金額が提案上限額を超えた場合は、失格とする。

審査にあたっては、業務期間終了後から令和10年3月31日までの5年間の導入及び運用に要する費用の総額をもって評価を行う。

3 業務における方針

わかりやすくデザイン性の高い内容により患者や地域住民、その他市立敦賀病院の情報を必要とする方に対して効果的に情報発信する。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告日から参加表明書の提出期間の末日までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 提案者において、過去5年間（平成29年4月1日から令和4年3月31日）に市、国、都道府県などの自治体（公立病院含む）において、CMS導入による公式ホームページ構築の受託実績が1件以上有していること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続中である者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) (6) に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

5 公募スケジュール

- (1) 公募開始及び募集要項配布期間
令和4年6月20日（月）から令和4年7月1日（金）午後5時まで
- (2) プロポーザルに関する質問書受付期間
令和4年6月20日（月）から令和4年6月24日（金）午後5時まで
- (3) 質問書に対する回答期限
令和4年6月28日（火）
- (4) 企画提案書類の受付期間
令和4年6月20日（月）から令和4年7月4日（月）午後1時まで
- (5) プレゼンテーション及び審査
令和4年7月14日（木）
- (6) 審査結果通知
令和4年7月下旬

6 申込方法

(1) 募集要項等の配布

本募集要項及び関係資料は、以下の場所において配布する。

また、市立敦賀病院ホームページ (<http://tsuruga-hp.jp/>) においても公開する。ただし、以下の場所における配布は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。

ア 所在地：〒914-8502 福井県敦賀市三島町1丁目6番60号
市立敦賀病院 総務企画課

イ TEL：0770-21-1105（直通）

ウ FAX：0770-22-6702

エ Eメール：b-soumu@ton21.ne.jp

(2) 質問書の受付及び回答

本業務にて質問がある場合は、次に定めるところにより行うことができる。

ア 提出様式 質問書（様式第6号）

イ 提出期間 令和4年6月24日（金）午後5時まで

ウ 提出先 「13 担当部署」に同じ

エ 提出方法 電子メール（着信を必ず確認すること。）

※タイトルは「【市立敦賀病院HP業務質疑】（事業者名）」とすること。

オ 回答 提出された質問の回答は、令和4年6月28日（火）までに市立敦賀病院のホームページで随時公開する。なお、質問に対する回答は本要項及び仕様書を補足する。

カ その他 他社の提案内容等、選考の公平性を損なうおそれのある質問には回答しない。

(3) 企画提案書類の提出

企画提案書類は、持参又は郵送にて、「13 担当部署」に提出すること。

ただし、持参による提出は、午前8時30分から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、郵送による提出は、書留郵便で提出期間内に到着したものに限る。

また、企画提案書類は1案に限るとともに、8部（正本1部、副本7部）を提出すること。

なお、提出期限以後の企画提案書類の追加、訂正又は差し替えは一切認めない。

7 企画提案書の作成要領

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 参加表明書兼 企画提案書表紙 (様式第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 会社名、代表者氏名、住所、担当者氏名、連絡先を記載すること。 ② A4判1頁
(2) 参加資格確認 事項申告書 (様式第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 本募集要項の4に掲げる参加資格について、該当及び非該当を申告すること。 ② A4判1頁 ③ 「国税納税証明書」及び「市町村税（都税）証明書」を添付すること。 (いずれも、令和4年4月1日以降に取得したものに限る。)
(3) 会社概要書 (様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 会社名、住所、資本金、設立年月日、従業員数、事業内容を記載すること。 ② A4判1頁
(4) 業務実績書 (様式第4号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 過去5年間（平成29年4月1日から令和4年3月31日）に市、国、都道府県などの自治体（公立病院含む）において、CMS導入による公式ホームページ構築業務の受託実績を記載すること。（記載できる実績は最大7件とする。） ② ホームページ等電子媒体による受託実績において、導入実績に加え運営保守に係る実績もある場合については、当該実績も付記すること。 ③ 実績として記載した業務の契約書の写しを添付すること。 ④ A4判1頁
(5) 業務企画提案書 (様式自由)	<ul style="list-style-type: none"> ① 別紙仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。 ② 記載にあたり、概念図、イラスト、写真等を用いることは可とする。 ③ A4判（縦横どちらでも可）で作成すること。
(6) 見積書 (様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> ① 「本業務の実施に必要な経費」及び「本業務期間終了後のホームページ及びサーバー運営保守に係る経費」を税抜きで記載すること。 ② 「本業務の実施に必要な経費」は総額、「本業務期間終了後のホームページ及びサーバー運営保守に係る経費」は年額で記載すること。 ③ 内訳書（任意様式）を添付し、見積書に記載した金額の内訳をできるだけ詳細に分類して記載すること。

8 無効となる参加表明書等

次に該当する参加表明書等は無効とする。ただし、この場合においても、「12 その他留意事項」に掲げるとおり提出書類等の返却はしない。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 「4 参加資格要件」各号に定める要件を満たさない者が提出したもの。
- (4) 記載内容に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) この要項に定める手続き以外の手法によって審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を求めたとき。
- (6) 見積書の金額が事業費上限額を超えているもの。

9 企画提案のプレゼンテーションの実施

以下のとおり企画提案に係るプレゼンテーションを実施する。なお、詳細については、提案書等を提出した者に対し、後日通知する。

- (1) 実施日 令和4年7月14日(木) 予定
- (2) 場所 市立敦賀病院
- (3) 持ち時間 30分程度(企画提案内容等の説明20分、質疑応答10分)
- (4) 使用機器 プロジェクター、スクリーン、パソコン、電源コードは市立敦賀病院にて用意する。その他プレゼンテーションに必要な機器等については、参加者にて用意すること。

10 企画提案の審査方法等

審査は、提案者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容等を参考に、別表の審査基準に基づき審査員が点数評価し、審議の上で候補者を選定する。

11 契約条件に関する事項

(1) 契約の方法

契約の締結は、プロポーザルで選定された契約候補者を優先交渉者とし、市立敦賀病院の間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約の方法で委託契約を締結する。なお、企画提案内容(見積金額を含む。)によっては、そのまま契約となるとは限らない。

契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合

は、契約の締結をしないことがある。

辞退その他の理由により優先交渉者と契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

(2) 費用の支払い

市立敦賀病院から事業者を支払う委託料は、令和5年3月31日までの業務完了日以後に本業務に要する費用を支払うものとする。

(3) 費用の分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、市立敦賀病院は、契約金額以外の費用を負担しない。

12 その他留意事項

(1) 本プロポーザル参加のための費用一式は、参加者の負担とし、謝礼金等の支払いは行わない。

(2) 本件に係る提出書類の一切は返却しないものとし、本件審査以外の目的で提案者に無断で使用しないものとする。ただし、敦賀市情報公開条例（平成11年敦賀市条例第14号）に基づく請求がなされた場合は公開されることがある。

(3) 応募者が1者のみであっても、「4 参加資格要件」を満たす者であれば本プロポーザルを実施する。

13 担当部署

市立敦賀病院 総務企画課（担当：高野、佐藤）

〒914-8502

福井県敦賀市三島町1丁目6番60号

電話 0770-21-1105（直通）

FAX 0770-22-6702

メール b-soumu@ton21.ne.jp

別表

審査基準

区分	評価項目	評価視点	配点
企業 評価	会社体制	提案内容を実現する事業者としての信頼性は問題ないか。	5点
	受注実績	過去の業務実績は十分か。	10点
企画 評価	提案内容	閲覧者が市立敦賀病院の情報を得やすいデザインか。	20点
		閲覧者が市立敦賀病院に魅力を感じるようなコンテンツか。	15点
	動作環境	ホームページの動作環境や安全性の基準は満たされているか。	5点
	準備体制	本業務導入に向けた実施体制、保守管理のアフターサービスは充実しているか。	5点
	実現可能性	内容・スケジュールが実現可能な提案であるか。また、実現可能な組織体制が整っているか。	5点
	将来の 拡張性	将来の用途拡大を見越した拡張性があるか。	5点
金額 評価	見積額	見積額（税込）の相対評価	30点
合 計			100点